

## <個人住民税の特別徴収について>

神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ普通徴収が認められます

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給料の支払時に、所得税と同じように、給料から差し引いて徴収し、従業員の方に代わって、市町村へ納入していただく制度です。

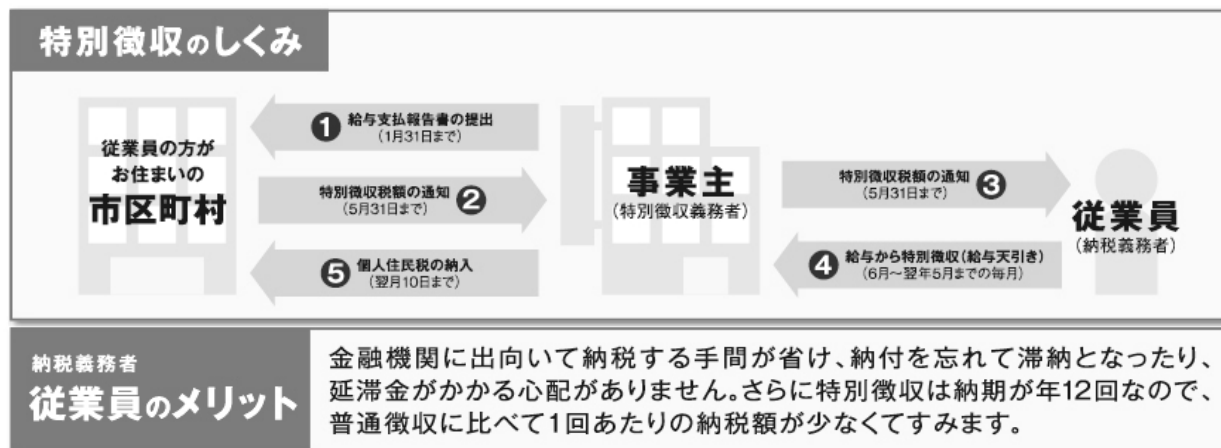
神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。

神奈川県統一基準については、横浜市のホームページを御覧ください。

## <特別徴収に関するよくあるご質問>

### Q 1 個人住民税は特別徴収しなくてはいけませんか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第 321 条の 4）



### Q 2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時 10 人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年 12 回の納期を年 2 回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

### Q 3 従業員が退職した場合、どのような手続が必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収することとされている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合、「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」という。）を、提出していただきます。様式はホームページからダウンロードできます。

※異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。

### Q 4 新しく入社した社員を特別徴収にしたいのですが、どのような手続が必要ですか？

A 「特別徴収への切替依頼書」を記入いただき、切り替える期の普通徴収の納付書と納税通知書の表面のコピー、納付した期分がある場合は領収書のコピーを添付して横浜市特別徴収センターまでご提出ください。

なお、すでに納期限が過ぎている（分納している場合は当初の納期が到来している分の）税額は切り替えることができませんので、ご自身でお支払いするようお願いいたします。

### Q 5 提出した給与支払報告書（個人別明細書）の内容を間違えたので、変更（訂正）したいのだが。

A 下記の 3 点を横浜市特別徴収センターにご提出ください。

- ・給与支払報告書（総括表）の左上の「訂正」に○をつけたもの（報告人員は訂正分として提出される人数を記入してください。)
- ・訂正後の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「訂正分」と朱書きしたもの（2 枚 1 組）
- ・すでに提出いただいた給与支払報告書（個人別明細書）のコピーに「無効」と朱書きしたもの

【お問合せ先】 横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話:045-671-4471

受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日を除く)

横浜市 特別徴収

検索